

「宇部市渡辺翁記念会館・宇部市文化会館」文化事業助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市渡辺翁記念会館（以下「記念会館」という。）及び宇部市文化会館（以下「文化会館」という。）が多くの市民に利用され、市民が優れた文化に触れる機会を増やすとともに、市民による文化活動を支援し、市民と宇部市文化創造財団（以下「財団」という。）が協働で文化によるまちづくりを進めるため、両会館において行われる文化事業に対し、助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる文化事業（以下「助成対象事業」という。）は、次項に規定する団体が当該年度内に両会館で開催する舞台芸術の公演、講演会その他の文化的な事業（宗教的又は政治的な活動を伴うものを除く。）で、次の各号の一つ以上に該当し、本事業の目的に対する効果が得られると総合的に判断できるものとする。

- (1) 先人が育んできた宇部市独自の文化や日本の伝統文化の普及・発展が見込まれ、文化によるまちづくりに大きな貢献が期待できる。
- (2) 従来文化に、更なる文化的要素を加味・融合することにより、新たな文化を創造する事業に繋がるのが期待できる。
- (3) 従来広く認知されていなかった文化活動や新たに取組まれるようになった文化活動で、今後市民の中で魅力的な活動として普及していくことが期待できる。
- (4) 次世代の文化を担う子どもたちや文化活動に取り組む市民の技能などの向上に貢献し、将来の宇部市の文化活動をけん引していく人材の育成が期待できる。
- (5) 多くの市民や子どもたちに対し、良質な文化に触れる機会を提供することができ、文化に対する関心を持たせ、又は文化活動に取り組む契機として期待できる。

2 前項の団体とは、助成事業の趣旨に賛同する、原則として、市内に主たる事務所を設置している団体とし、営利を目的とした法人を除く次の各号の一つ以上に該当する団体をいう。

- (1) 市民で構成されたボランティア団体、NPO法人その他市民活動団体（構成員過半数が宇部市民であり、主たる活動拠点が市内であるものを含む。）
- (2) 助成対象事業を主催するために組織された団体
- (3) その他財団理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた団体

(助成の内容)

第3条 助成の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予算の範囲内における助成金の交付。

- (2) 両会館の会場利用料（前日リハーサルによる利用に係る会場利用料を含む。）の免除（附属設備利用料、電気利用料及び冷暖房利用料は除く。）
- (3) 当財団情報誌「イベントガイド」及びホームページへの掲載並びに宇部市文化会館でのポスターの掲示による周知。
- (4) 入場チケットの販売（宇部市文化会館での販売に限る。ただし手数料は無料。）

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内とする。

- 2 前項の助成対象経費とは、助成対象事業に要する経費のうち別記1に掲げるものとし、別記2に掲げる経費は対象外とする。

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、助成申請書（様式1）、収支予算書その他必要な書類を理事長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第6条 理事長は、前条の規定により書類の提出を受けたときは、助成に係る審査及び選考を行う選定委員会を設置し、当該選定委員会の選定結果を尊重して、助成の可否を決定する。

- 2 理事長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の選定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（事業内容の変更）

第7条 前条第2項の規定により助成を行う旨の通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象事業の内容の変更又は総額の30%を超える事業費の変更（助成対象事業が前条第2項の規定により助成を行う決定を受けたことに伴う会場利用料の減額による変更は除く。）が生じたときは、事業内容変更申請書（様式2）を遅滞なく理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を精査の上、特に問題がないと認めたときは、当該申請書を提出した助成対象者に事業内容変更承認書を送付するものとする。

(事業の実績報告)

第8条 助成対象者は、助成対象事業が終了したときは、当該終了した日から30日以内に実績報告書(様式3)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 第6条第2項の規定による助成金の交付を受ける助成対象者は、前条の実績報告書に加え、助成金交付請求書(様式4)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により適法な請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成の取消し、返還等)

第10条 理事長は、助成対象者が申請した内容に虚偽の事実が判明したときは、助成の決定を取り消し、並びに会館の会場利用料を徴収し、及び交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

別記1 助成対象経費
○出演料 ○展示品等借上料 ○現地交通費 ○賃金 ○消耗品費 ○旅費(通常認められる範囲の経費) ○印刷製本費 ○通信運搬費 ○手数料 ○保険料 ○広告宣伝費 ○委託料 ○会場利用料 ○借上料 ○著作権使用料

別記2 助成対象とならない経費
食糧費 ○出演者及びスタッフのケータリング代、弁当代等飲食に係る経費
旅費〔宿泊費〕 ○公演リハーサル・本番に必要な宿泊以外の泊費
旅費〔交通費〕 ○航空・鉄道・船舶運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金、特別船室料金等)

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。